

平成 30 年 7 月 10 日

1 作成者

住所（フリガナ）：（〒089-0198）北海道上川郡清水町南 2 条 1 丁目 8 番地

（ホッカイドウカミカワグンシミズチョウミナミ 2 ジョウ 1 チョウ
メ 8 バンチ）

名称（フリガナ）：十勝清水町農業協同組合

（トカチシミズチョウノウギョウキョウドウクミアイ）

代表者（管理人）の氏名：代表理事組合長 今野 典幸

ウェブサイトのアドレス：<http://www.ja-shimizu.or.jp>

2 農林水産物等の区分

区分名：第 2 類 生鮮肉類

区分に属する農林水産物等：牛肉

3 農林水産物等の名称

名称（フリガナ）：十勝若牛（トカチワカウシ）、Tokachi Wakaushi

4 明細書の変更

生産者団体である十勝清水町農業協同組合（以下「組合」という。）は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（以下「法」という。）第 16 条第 1 項の変更の登録を受けたときは、当該変更の登録に係る明細書の変更を行うものとする。

5 明細書適合性の確保のために必要な措置

（1）構成員への周知・指導等

組合は、生産業者に対して「十勝若牛」の明細書に記載された生産地及び生産の方法の遵守のために必要な以下の手順について周知し、必要に応じて指導を行う。

ア 生産業者の手順

構成員である生産業者は、導入した素牛について「肥育管理表」に従って飼養・管理を行い、14 か月齢から 16 か月齢までに出荷し、出荷の際に出荷牛の個体識別情報を組合に提出する。

イ 組合の手順

組合は、生産業者から提出された牛の個体識別情報から品種、導入時期及び出荷月齢について確認し、肉畜発送報告書及び肉牛在庫システムに記録する。

（2）手順の妥当性を見直す機会

組合は、年に 1 回以上、生産業者を集めた総会又は講習会を開催し、上記（1）の手順の妥当性を検証する。

6 明細書適合性の指導

組合は、生産業者が明細書に記載された生産地及び生産の方法に従った生産が行われていないことを確認した場合には、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

7 地理的表示等の適切な使用の確保のために必要な措置

組合は、上記5（1）の周知の際に、地理的表示である「十勝若牛」及びGI マーク（以下「地理的表示等」という。）の使用に係る以下の内容についても周知する。

- （1）明細書に記載の生産地及び生産の方法に基づいて生産された「牛肉」にのみ、地理的表示等が使用可能であること。
- （2）GI マークを使用する場合は、地理的表示である「十勝若牛」と併せて使用すること。
- （3）GI マークは、法施行規則に定められた規定に基づいたデザインとすること。

8 地理的表示等の違反使用が判明したときの指導

組合は、地理的表示等の違反使用を確認した場合は、当該生産業者に対して警告を発し、是正を求める。

なお、警告を受けたにもかかわらず、これに従わない場合には、組合は、当該生産業者が生産した「牛肉」について、地理的表示等の使用を禁止することが出来るものとする。

9 重大な違反が判明した場合の報告

組合は、上記6又は8に関して、「十勝若牛」に係る需要者の信頼を著しく損なう又はそのおそれがある重大な違反が判明した場合には、特定農林水産物等審査要領の別紙報告書により速やかに農林水産大臣に報告する。

10 資料の保存

組合は、次の資料を作成日または取得の日から5年間、保存するものとする。

- （1）上記5における「十勝若牛」の生産地及び生産の方法の遵守に必要な手順の実施状況が確認できる資料。
- （2）明細書に適合した生産が行われていないことが判明した場合、又は地理的表示等の違反使用が判明した場合。

ア その事実を裏付ける資料

イ その事実が判明するに至った経緯及び組合が行った指導等に係る資料

11 連絡先

